

2026（R8）年度税制改正の概要 消費税

2026（R8）年度の税制改正が3月末に国会で成立しました。今回はその税制改正の中から、消費税のインボイス制度に関する経過措置の見直しについて紹介します。

販売者側（従前の「2割特例」は、個人事業者のみ適用可能な「3割特例」へ）

改正内容は、適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を受けたことにより、免税事業者から課税事業者となった個人事業者に係る2027（R9）年分・2028（R10）年分の消費税の確定申告において、納付税額を売上税額の3割（30％）とすることができる特例（いわゆる3割特例）への変更です。従前は同様の制度で売上税額の2割（20％）とすることが出来る特例（いわゆる2割特例）で、2026（R8）年9月30日を含む課税期間に適用できる制度（個人事業主及び法人）でした。

税制改正により、法人は当初の適用期限通り、2026（R8）年9月末が含まれる課税期間で終了しますが、個人事業主は、3割特例として2027（R9）年分・2028（R10）年分まで期間が延長されました。

なお、個人事業主であること、基準期間の課税売上高が1,000万円以下、インボイス発行事業者の登録をしている事等、適用に際しては要件の確認に注意が必要です。

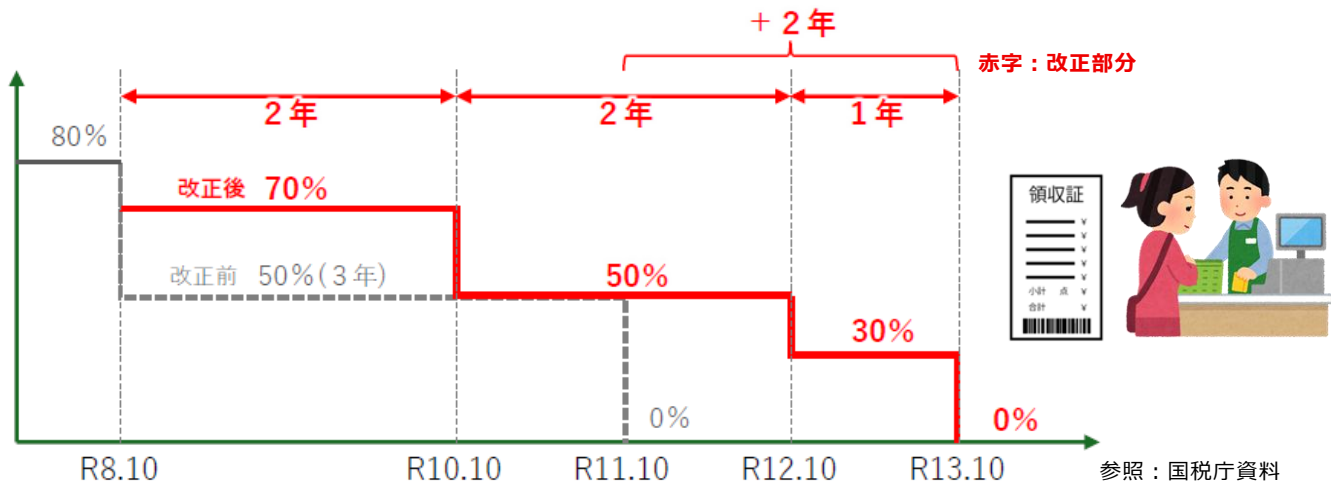


参照：国税庁資料

購入者側（免税事業者等からの仕入の「8割控除」は、「7.5・3割控除」へ）

免税事業者など適格請求書（インボイス）発行事業者以外からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置について、控除割合を段階的に縮小した上で、適用期限が2年延長されました。これは法人・個人事業者共通です。

改正前は、控除割合が80％と50％の2段階で、適用期限が2029（R11）年9月末まででしたが、改正後は80％・70％・50％・30％と4段階になり、経過措置期間が2031（R13）年9月末まで延長されます。



参照：国税庁資料

@ 4月の予定

- 4/10・3月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 4/30・2月決算法人の確定申告
- ・5,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

